

2018年度の最終回となる第47回市民会議は、「公益通報制度と日本版司法取引制度」というテーマで行われた。

当会の公益通報者保護特別委員会の出口裕規委員長、光前幸一委員、小暮典子委員から、(1)公益通報者保護法の基本、(2)当会公益通報者保護特別委員会の活動、(3)現行法の概要及び問題点、(4)当会の意見書について、(5)公益通報者保護専門調査会の報告書の概要、(6)司法取引と認証制度について、(7)法改正の行方等について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する(発言順)。

岡田：公益通報者保護法ができたことで、一番得をしたのは消費者庁だと思う。消費者庁が食品偽装を次々と摘発できたのは公益通報制度があったからこそ。しかし、消費者のためと思って自分を犠牲にして告発した人の中には、不利益を受けている人もいるはずであるが、そうしたバックグラウンドのことは消費者に伝わっていない。

消費者関連の研修などでは、公益通報者保護制度のことは少しは出てくるが、それにより消費者が利益を得ていることや、その陰で不利益を受けている人もあるということに思いをはせるような情報は出てきていない。そういうものが出てくれば、消費者ないし国民は絶対通報者側を応援するはずである。それなのに、現実には本人と弁護士さんだけで闘わなければならないという状況にある。

消費者庁に窓口を一本化するという案が出ているが、そうであれば消費者庁にもっと権限を持たせ、人を付けて、予算も付けなければならないと思う。

逢見：近時、企業の不祥事が後を絶たない。もともと公益通報者保護制度をつくるときには、実際に現場で

不正行為を知っている人がいて、そうした人たちが声を上げないと不祥事はなくなる、ということから法律ができたはずである。しかし、法律ができた後も、現場にいる人としては、通報することで自分に報復がくるのではないかと恐れて、なかなか状況は変わっていない。

現在は、まずは内部通報で、それで駄目なら次が行政という順番となっているが、内部通報をすれば、解雇とか降格という報復がありうるわけで、そうした立て付けそのものを見直していかなければならない。保護される範囲も、現在の労働者だけではなくて、もう少し広げて取引先なども含まれてもよいと思う。

そうした見直しをしていかなければ、企業の不祥事が後を絶たないという現状にメスは入れられないのではないか。

津山：公益通報者保護法の見直しのための専門調査会の意見書は、まだまだ不十分ではあるが基本的に賛成である。「内部告発社会はまずい」「密告社会」になるのではないかと、というような雰囲気を変えていくことが一番大事だろうと思う。

新聞社にとって、内部告発は調査報道を行ううえで、決定的に重要なものである。報道に際しては内部告発により具体的な資料を入手できる。金融機関による暴力団への融資事件、精神科病院内部での事件、リクルート事件などでも重要な役割を果たしたと聞いている。

ところが、新聞社はこの公益通報者保護制度の見直しに一般に関心が薄い。「朝日新聞デジタル」のサイトには内部告発の窓口がある。ここにはある程度告発がきていて、それが紙面に載った例もある。しかし、新聞社としてはそれが公益通報に当たるかどうかという感覚がほとんどなく、関係ない別の次元でやっているんだという意識が強い。そこには、制度に頼らなく

出席者・市民会議委員

(9人)

*敬称略

*肩書は2019年1月30日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
逢見 直人 (日本労働組合総連合会会長代行)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
後藤 弘子 (千葉大学大学院専門法務研究科教授)
田中 常雅 (東京商工会議所副会頭)
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)
長友 貴樹 (調布市長)
山本 一江 (消費生活専門相談員)

でも報道倫理としての守秘義務で通報者を守ってきたんだという自負があると思う。

日産自動車の事件については、実は内部通報制度が内部で進んでいたという記事が出ている。2017年の春に外部専門業者により内部通報制度をつくり、それにより2017年9月には車両検査の違反が国土交通省に見つかった。それを受けて、スピークアウトというポスターを張って、内部通報を奨励したことが、ゴーン氏の件に繋がっているのではないか。「ゴーン・ショック」は内部通報制度の意義を確認するきっかけの1つになるんじゃないかと感じている。

田中：公益通報者保護は、企業についての問題だけれど、労働者の告発をどう保護していくかという問題でもあり、事業者に対する事後的な懲罰という面から経団連が反対しているというような問題もある。

しかし、一番の問題は、企業ぐるみでやっている不正をどのように防ぐかということである。会社が、不正を行うことで利益を出している場合、それを是正することで会社がつぶれてしまうこともある。告発する側もそうした運命共同体にある人たちということになる。そこで内部告発は余り機能しないと思う。今回の日産の例は権力争いという背景もあって成立しているのではないか。それをどうしたらいいのかというのが問題の本質だろうと思う。

また、それから通報者として、必要な資料、証拠をどうやって示していくのかという問題もある。不正アクセスをして得た資料が使えるのかということもある。

今は、取りあえずは告発者を保護するということが第一で、その先に、そうした会社を是正する方法をどうしたらよいかということが次の議論となってくるのだと思う。

長友：最近、某市の市長が部下に対して、家に火をつけてこい、と言っている様子の録音が流される報道

があったが、そのようなことも公益通報者保護の対象になるのだろうか。その市長としては、何年たっても案件が進まなかったということに対するいら立ちがあったのかもしれないが、あれが録音されたというのは異常な話。急に録音するわけではないので、何回も何回も同じようなことがあったら立ちで、業を煮やした職員もいたのであろう。

すべての告発が正鵠を射るかどうか、これは分からない。分からないけれども、自浄作用が働かないとすれば、では、誰がどう正すのかということになる。自浄作用が働かなければということで考えたときには、やはりこの制度、法律に基づいた制度をよく吟味していただいて、適正な評価をくだしてもらおうということが私は正しい道だと思う。それが実効を上げ得るかどうか、それはまた別であるが、そういう意味でその制度を持っている団体の長としても注目をしていきたい。

また、組織というものは、例えば企業においては利潤を上げるためにいろいろな考えの人がいて、中で活動したことの無い人には分かりにくい話が多々ある。弁護士会には、そうした組織というものを理解した上で、制度の検討を進めてもらいたいと思う。

後藤：ゴーン氏の事件などを見ると、内部告発により刑事手続に繋がることが原則のようにになっているが、別に刑事手続の端緒のために内部告発があるわけではないはずである。刑事手続への道を開くためとすると、内部告発者というのは警察の手先かという話になってくる。

公益通報者保護制度は、内部告発を奨励するものではないと言っているが、内部告発をしやすい状況をつくり出したとき、今の刑事システムというのは、誰かを名指して、その人に刑罰を科すという仕組みしかない。これは医療事故などでも言われることだが、自浄作用が働かないときに、内部告発によってそのシス

テムをよりうまく動かそうという話ではなくて、1人を名指しして、その人を切って終わりということになっている。

公益通報者を保護して、いろいろなことが言いやすい社会をつくっていかうというのが公益通報者保護制度だとすれば、それと刑事手続がリンクしてしまっている現状を少し考えないといけない。セクハラの問題も、日本だとMeTooムーブメントと言っても、なかなか顔出しして名指しをしてできないという状況がある。刑事手続をとらないという道も、弁護士会として模索していくべきではないか。

例えば、不祥事になる前に初期消火に成功したというグッドプラクティスをいろいろな形で集めて、これこそが本来のあるべき公益通報制度であるということをアピールしていくことは弁護士会の役目という気がする。

江川：いわゆる日本型司法取引について、第1号の事案を聞くと、会社が自分たちの社員を差し出して、会社は免責されるというのは、社員としては会社の仕事でやったはずなのに、とすごく変な感じがする。告発する側にも弁護士が付いていて、告発された側にも弁護人になる弁護士がいて、これから裁判でもいろいろと争われて時間がかかっていくと思われる。新しい制度であるので、その間にも弁護士会としても、適正であるかどうか、問題点はないかなどということをチェックしていく必要がある。

司法取引制度は、自分が助かるために人を巻き込むということで、社内の勢力争いに使われるのではないかとということが法律制定のときから随分言われていた。弁護士会として、どちらの弁護士にも寄らない、けれども専門家集団としてチェックしていくような仕組みがあれば、問題点があったときに早く発覚して是正に結び付けられるかと思う。

磯谷：公益通報者保護制度については、密告社会を推奨するのではないかとということで、当初、事業者側にも消極的な意見があった。しかし、ここまでいろいろな不祥事が出てくることになると、かなり危機感が出てきて、海外からどう見られるかということも含めて、いよいよ事業者側としても考えるタイミングになってきていると思う。

現行の公益通報者保護法は、まだまだ不十分かもしれないが、今日お話をあった改正案に即した実効性を上げるための制度を事業者としても考えなければならない。それは、事業者としては危機管理ということになるのではないかと思う。だから、監査制度なども含めて、コーポレートガバナンスの観点から見たときに、こうした制度をつくっている事業者が評価されて、信用があるというような社会をつくっていかなければならないと思うし、そのためにはお話をあった内部通報制度についての認証制度などについても、最初は形だけかもしれないけど、そうしたところから始めていくことが重要だと思う。

山本：公益通報者保護法の改正に向けて、消費者委員会から報告書が出されているところ、消費者庁に一元的窓口をという方向だと思うが、岡田さんもおっしゃっていたように、行政は権限がないと弱い。消費者庁も、食品表示などは景表法がその所管なので、ある程度調査などはできると思うが、医療分野で同じようにできるかという、専門の職員や調査機関がない中で、現実的に期待するのは難しいのかなと思う。

あと、実際に声を上げるのは労働者が中心となるはずである。そうすると、労働者や退職者などが相談するという中で、消費者庁というところにアクセスしていくかという疑問がある。可能であれば、厚労省の中に窓口をつくった方がより多くの相談を受けられるのではないかなと思う。